



国海安第318号
平成30年3月30日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局安全政策課長
石原 典雄



船舶検査心得の一部改正について

標記について、船舶機関規則等に関する船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。
また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。



船舶検査心得の一部改正について

1. 改正の経緯

今般、IMO（国際海事機関）において、ガス燃料を使用する船舶の安全確保等を目的として、1974年の海上における人命の安全のための国際条約附属書の改正及びIGFコードが採択され、平成29年1月1日に発効した。

この附属書改正及び国際ガス燃料船コード（IGFコード）を担保するため、以下のとおり船舶検査心得の改正を行う。

2. 改正の概要

① IGFコードの取入れ

天然ガス等の低引火点燃料（引火点が60℃以下の燃料）を使用する船舶の安全確保を目的として、ガス燃料タンクの構造・配置、ガス検知・防火設備等に関する技術要件及び燃料補給時の作業要件などを定めたIGFコードにより船舶を設計することを義務付ける。

② 空気品質制御装置による車両区域等の換気措置（かんき）

閉囲されたロールオン・ロールオフ区域、車両区域及び特殊分類区域内の空気状態（有毒ガスや可燃性ガス）を監視し、当該空気の状態を一定レベル以下に維持することができる空気品質制御装置を備える場合には、通風装置の換気回数を減じて作動させることができることを規定する。

③ その他所要の改正（UI A/A）

3. 改正対象法令（対応する改正の概要）

- ・船舶構造規則（①）
- ・船舶防火構造規則（①，③）
- ・船舶の防火構造の基準を定める告示（②，③）
- ・船舶設備規程（③）
- ・船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示（③）
- ・船舶消防設備規則（①）
- ・危険物船舶運送及び貯蔵規則（①）
- ・船舶機関規則（①，③）
- ・小型船舶安全規則（①）

4. 今後の予定

公 布：平成30年3月30日

施 行：公布の日より適用（①に係る改正は平成29年1月1日より適用）